

ペーパーレス会議システム使用許諾 仕様書

- 1 システムソフトウェアの名称 SmartDiscussion (スマートディスカッション)
- 2 履行期間 令和8年4月1日から令和9年3月31日まで
- 3 履行場所 酒田市役所本庁舎、総合支所及び酒田市議会
- 4 使用許諾の目的
ペーパーレス会議のため、会議資料をタブレット端末に配布ができるシステムに必要なシステムソフトウェア使用許諾
- 5 ライセンスの内容
(1) 製品名 SmartDiscussion (スマートディスカッション)
(2) 数量 酒田市役所本庁舎及び総合支所 207ライセンス
酒田市議会 33ライセンス
合計 240ライセンス
※月当たりの想定数量は下記表のとおりとする

名称	単位	数量
SmartDiscussion 基本費用 (50ライセンス・データ容量 3GB 付き)	式	1
追加ライセンス 51~100ライセンス 10ライセンスセット	セット	5
追加ライセンス 101~200ライセンス 10ライセンスセット	セット	10
追加ライセンス 201~1,000ライセンス 10ライセンスセット	セット	4
データ容量追加 1GB 単位	GB	7
Office 文書 PDF 自動変換オプション	式	1
資料・ホワイトボード同時書込みオプション	式	1

- 6 引渡し
(1) 引渡し期限 令和8年4月1日
(2) 引渡し場所 SmartDiscussion (スマートディスカッション) の管理サーバ
(3) 引渡し内容 ライセンスの取得
引渡し完了後、遅延なく業務完了報告書に成果物を付して提出し、委託者が行う検査を受けること。
- 7 検査
(1) 成果物 ライセンスを証することが確認できる書類
(2) 納入場所 酒田市役所デジタル戦略課情報システム係 (酒田市役所 7 階)
(3) 検査場所 納入場所と同じ
(4) 検査方法 委託者の指示するパソコンにおいての動作確認等

8 使用料

(1) 使用料は、月払いとする。

受託者は業務完了後に委託者が行う検査に合格したときは、契約額の1/12を委託者に毎月末に請求するものとする。なお、請求額に1円未満の端数を生じるときはその端数はすべて1回目の支払いに係る分割金額に合算するものとする。

(2) 委託者は受託者が発行する正当な請求書を受理した日から30日以内に支払うものとする

9 成果物の帰属及び秘密保持

(1) 成果物の帰属と使用許諾期間

システムソフトウェアのライセンスは開発元であるシステム開発会社に帰属する。システム運用によって蓄積されるデータ、シナリオ等の著作権、利用権は委託者に帰属するものとし、システムソフトウェアの使用許諾期間は令和9年3月31日までとする。

(2) 秘密の保持

受託者は、本業務の処理上、知り得た情報を機密情報として扱い、契約の目的以外に利用し、又は第三者に提供してはならない。また、本業務に関して知り得た情報の漏えい、滅失の防止、その他適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。業務完了後もまた同様とする。

10 その他

(1) 本業務に必要となる機器、媒体、事務用品、交通費等については、受託者の負担とする。

(2) 委託者からの要請に応じ、助言等を求められた際は速やかに対応すること。

(3) 本仕様書に定めのない事項及び本仕様書の内容に疑義が生じた事項については、委託者と受託者が協議して実施方法等を定めるものとする。